

毎週火、金曜日発行（但休日該当）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
（は翌日）

# 鳥取県公報

目次

◇告示 豚コレラ予防注射の実施  
牛の流行性感冒予防注射等の実施

◇内訓甲 鳥取県給与集中事務取扱規程の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第三百七十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和三十八年七月十五日から八月十四日までの期間

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

### 鳥取県告示第三百七十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて流行性感冒予防注射、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射、検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 流行性感冒、結核病、ブルセラ病、肝てつ除除のための投薬……ビチオノール製剤投与  
 二 実施の区域 別表のとおり  
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 流行性感冒、肝てつ症、ピロプラズマ病  
 牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。  
 結核病、ブルセラ病  
 牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。  
 四 実施の期日 別表のとおり  
 五 注射、検査、投薬及び駆除の方法  
 流行性感冒……流行性感冒予防液(家衛試毒)皮下注射  
 結核病検査……ツベルクリン皮内反応  
 ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法  
 肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

別表	流行性感冒予防注射	実施区域	実施場所
七月 十六日	米子市	西伯町	巖 検診場
十七日	米子市	西伯町	東長田
十八日	伯仙町	伯仙町	法勝寺
十九日	伯仙町	伯仙町	猪小路
二十三日	米子市	米子市	手間
二十四日	岸本町	岸本町	大高
二十五日	西伯町	西伯町	春日
			成実
			赤井
			丸山
			上長田
			天津

二十六日	会見町	賀野
二十七日	岸本町	真野
二十九日	西伯町	池野
三十日	岸本町	阿賀
三十一日	米子市	久古
八月 五日	日吉津村	五千石
六日	岸本町	日吉津
八日	米子市	大幡
十五日	泊村、東郷町	幡郷
十六日	三朝町	夜見、富益
	東郷町	彦名、崎津
		和田、大篠津
		渡、外江
		福生、勝田
		加茂、陰田
		泊、舎人
		小鹿、三徳、三朝
		東郷、花見

十七日	三朝町	旭、竹田
十八日	関金町	矢送
十九日	倉吉市	小鴨
二十日	倉吉市	上小鴨
二十一日	関金町	南谷
二十二日	関金町	北谷
二十三日	北条町	山守
二十四日	東伯町	高城
二十五日	東伯町	社
	大柴町	西郷、上井
	大柴町	灘手
	大柴町	倉吉、上北条
	大柴町	下北条
	大柴町	栄
	大柴町	浦安、八橋
	大柴町	大誠
	大柴町	下郷
	大柴町	由良

二十六日	東伯町	上郷
二十九日	赤碓町	古布庄
三十日	成美	赤碓、安田
別表	肝てつ検査、肝てつ駆除、だに駆除	以西
実施期日	実施区域	実施場所
七月十六日	関金町	真野原、明高、今西、検査場
十七日	〃	崎山、新興
十八日	〃	松河原、経営伝習農場
十九日	〃	郡家、関金宿
二十日	三朝町	片柴、横手
二十二日	東郷町、羽合町	埴見、長和田、田後
二十三日	泊村、東郷町	石脇、原農協
二十四日	赤碓町	畜産試験場
別表	ビロプラズマ病検査及びだに駆除	
実施月日	実施区域	実施場所

七月二十二日	三朝町	木地山検査場
二十三日	〃	三朝、三徳
二十四日	〃	小鹿
二十五日	関金町	山守
二十六日	〃	矢送
二十七日	〃	南谷
二十九日	倉吉市	上小鴨
三十日	〃	小鴨
三十一日	〃	北谷

内訓甲

鳥取県内訓甲第八号  
庁 中 一 般  
甲 類 附 属 機 関  
地 方 機 関  
鳥取県給与集中事務取扱規程の一部を次のように改正する。  
昭和三十八年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第九条第一項第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、以下二号ずつ繰り上げる。  
第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一条ずつ繰り上げ、第十七号第一項中「及び第十一号の規定による端数貯金を差引いた額」を削り、同条を第十六条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

様式第六号中  
「5端数貯金」  
を削る。

県納金
国庫納金
及び
端貯 数金

様式第七号中  
を削る。

様式第八号中

金	県納金引去高	〃	第 号	振 替
金	国庫納金	〃	第 号	〃

を削る。

様式第九号中

県納金
庫金
国納

及び
端貯 数金

を削る。

様式第九号の二中

端貯	数金
----	----

を割る。

附 則

この規程は、昭和三十八年七月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 定価 一月毎 二五〇円(送料共)